

宮崎県産廃処理業者中堅リーダー育成支援事業助成金交付要綱

令和 3 年 4 月 1 日

一般社団法人 宮崎県産業資源循環協会

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人宮崎県産業資源循環協会（以下「協会」という。）が宮崎県の委託を受けて実施する宮崎県産廃処理業者中堅リーダー育成支援事業において、産廃処理業者に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 宮崎県産廃処理業者中堅リーダー育成支援事業助成金（以下「助成金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、この要綱で定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この助成金は、人材の育成及び能力の向上に取り組む宮崎県内の産廃処理業者を支援することで、本県の循環型社会の形成や低炭素社会の実現に寄与する人材の能力の向上及び担い手育成を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、宮崎県内に主たる営業所を有し、かつ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項及び第6項の許可を有するもので、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する会社及び個人
- ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合
- ③ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条第1項第1号の規定に基づく協業組合

2 助成対象事業者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合、この助成金を交付しない。

3 助成対象事業者について、県税に未納がある場合、この助成金を交付しない。

(交付対象経費及び助成率)

第4条 助成金の交付の対象経費及びこれに対する助成率（助成金額）は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は助成対象外とする。

助成対象経費	助成率／助成金額	
<p>令和3年4月1日時点で常勤の事業主・役員及び従業員が受ける次の事業</p>		
<p>I 公益社団法人全国産業資源循環連合会が実施する「産業廃棄物処理検定」を受検するために、助成対象事業者が負担した①～③の経費</p>		
<p>① 「産業廃棄物処理検定」の受検準備のために受講する（公社）全国産業資源循環連合会主催の次の講座の受講料（ただし口座振込手数料は除く。）</p> <p>ア 産業廃棄物処理実務者研修会 イ 産業廃棄物処理業従事者能力アップセミナー ウ 最終処分場維持管理技術研修会</p>	<p>助成率 100%</p>	
<p>② 「産業廃棄物処理検定」の受検料（ただし口座振込手数料は除く。）</p>	<p>助成率 100%</p>	
<p>③ ①の受講並びに②の受検に要する旅費（宿泊費を含む。）</p>	<p>助成率 50%以内</p>	<p>研修会受講者並びに検定受検者1人当たりの助成金額は4万円以内（千円未満は切り捨てる。）とし、1産廃処理業者当たりの申請額は12万円以内とする。</p>
<p>II 一般財団法人日本環境衛生センターが実施する「廃棄物処理施設技術管理者講習」及び「産業廃棄物等実務管理者講習」を受講するために、助成対象事業者が負担した①～③の経費</p>		
<p>① 「産業廃棄物処理施設技術管理者講習」の受講料（ただし口座振込手数料は除く。）</p>	<p>助成率 100%</p>	

<p>ア し尿・汚泥再生処理施設コース （産業廃棄物（汚泥）に係るものに限定）</p> <p>イ 産業廃棄物中間処理施設コース</p> <p>ウ 産業廃棄物焼却施設コース</p> <p>エ 最終処分場コース</p> <p>オ 破碎・リサイクル施設コース</p> <p>カ 有機性廃棄物資源化施設コース</p>		
<p>② 「産業廃棄物等実務管理者講習」の受講料 （ただし口座振込手数料は除く。）</p>	<p>助成率 100%</p>	
<p>③ ①並びに②の講座の受講の際に必要な旅費 （宿泊費を含む。）</p>	<p>助成率 50%以内</p>	<p>講習会受講者 1人当たりの助成 金額は4万円以内 （千円未満は切り 捨てる。）とし、 1産廃処理業者当 たりの申請額は1 2万円以内とす る。</p>
<p>Ⅲ 公益社団法人全国産業資源循環連合会が実施する「産業廃棄物処理eラーニング講座」 を受講するために、助成対象事業者が負担した①の経費</p>		
<p>① 「産業廃棄物処理eラーニング講座」の受講料 （ただし口座振込手数料は除く。）</p>	<p>助成率 100%</p>	<p>1産廃処理業 者当たりの申請額 は10万円以内と する。</p>
<p>Ⅳ その他公益性のある法人が実施する講習等で、事前に相談を受けて産廃処理業者の人材育成 及び能力向上に資すると認められるもの</p>		

2 助成対象経費について、他の助成金等の交付を受ける場合は、助成対象外とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付申請を行う者（以下「申請者」という。）は、助成対象とする講座若しくは検定等が実施されるまでに、助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる添付書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第6項の許可書の写し
- (4) 講習・検定等を受講・受検することが確認できる書類（受講証・受検票の写し等）
- (5) 講習の講座内容、講習・検定の日程・金額等が確認できる書類の写し
- (6) 令和3年4月1日以降の納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- (7) 受講者・受検者全員の常勤性が確認できる書類（社会保険被保険者証の写し等）
- (8) その他会長が必要と認める書類

2 申請者は、常勤する事業主・役員及び従業員の個々人が産業廃棄物処理検定に合格した後は、その個々人を助成金の助成対象経費に算入することはできない。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、通知（様式第4号）するものとする。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 申請の取下げのできる期限は、助成金の交付決定のあった通知を受領した日から起算して、10日を経過した日とする。

(交付決定の取消等)

第8条 会長は、申請者が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の実績報告)

第9条 申請者は、講座・検定等の終了の日から起算して20日以内に助成事業実績報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

2 助成事業実績報告書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 講習・検定等の受講料・受検料の支払が確認できる書類の写し
- (4) 助成対象事業者が受講料・受検料を負担したことを確認できる書類の写し

- (5) 講座・検定の受講・受検の際の旅費（宿泊費を含む。）の支払が確認できる書類の写し
- (6) 助成対象事業者が講座・検定等の受講・受検の際の旅費（宿泊費を含む。）を負担した事を確認できる書類の写し
- (7) その他会長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第10条 会長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合において、報告書等の書類の審査を行い、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定（様式第6号）し、その旨を申請者に通知する。

（助成金の支払等）

第11条 助成金は、第10条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。
2 申請者は、前項の規定による助成金の支払を受けようとするときは、助成金請求書（様式第7号）を会長に提出しなければならない。

（書類の提出部数等）

第12条 この要綱の規定により会長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は別記に定めるところによる。
なお、申請者から提出された書類は返却しないものとする。

（助成金の経理）

第13条 申請者は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

（その他の必要な事項）

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、会長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。